

量の見込みの算出方法（概要）

1 量の見込みの算出の考え方

以下の国から示された算出の考え方等に基づき、算出を行う。

- ・「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」(平成 26 年 1 月 20 日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡)
- ・「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）」(令和 5 年 9 月 20 日こども家庭庁成育局総務課事務連絡)
- ・「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 1）」(令和 6 年 3 月 11 日こども家庭庁成育局総務課事務連絡)

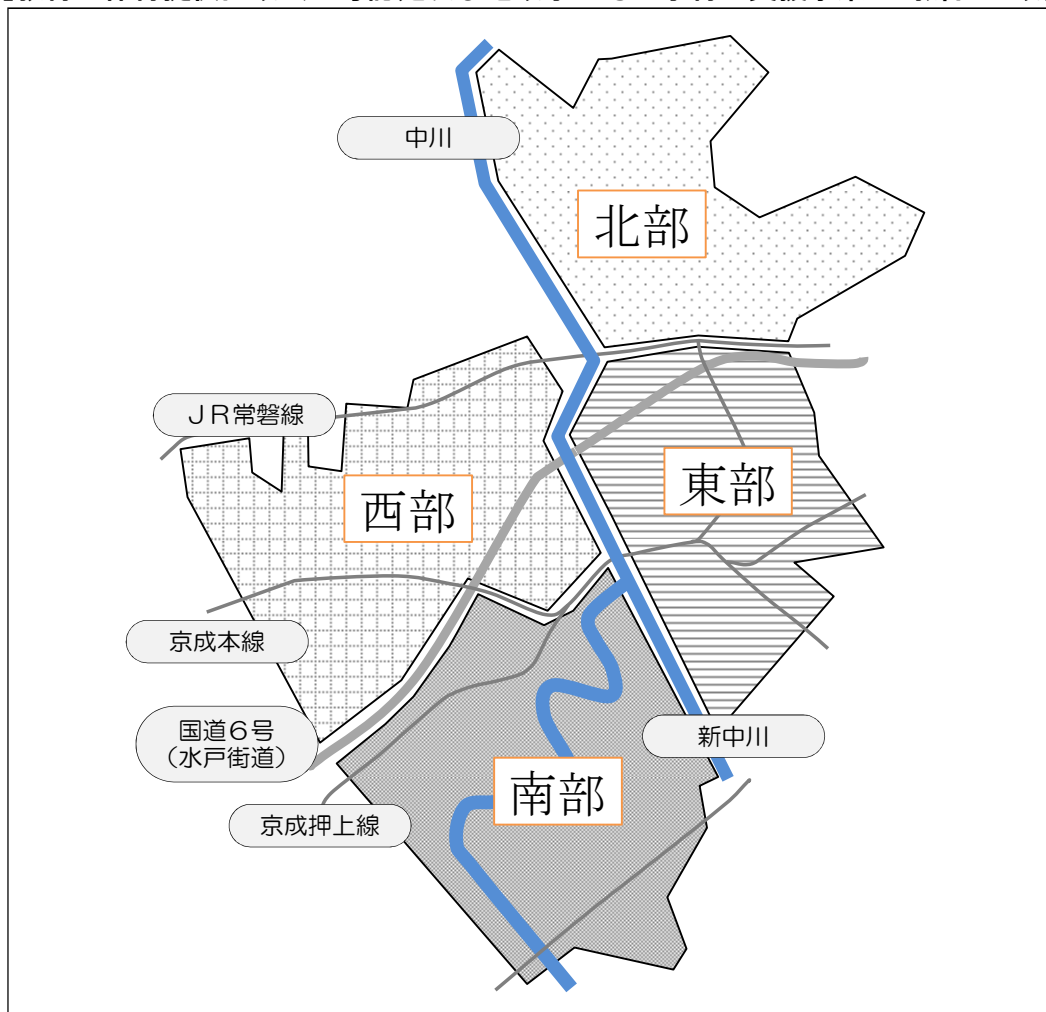
2 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域である「教育・保育提供区域」を設定し、その区域ごとの「量の見込み（需要）」及び「確保方策（供給）」を計画している。

教育・保育提供区域については、以下のとおり、第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画の提供区域を踏まえ、子ども・子育て会議での意見を聴きながら検討を行う予定である。

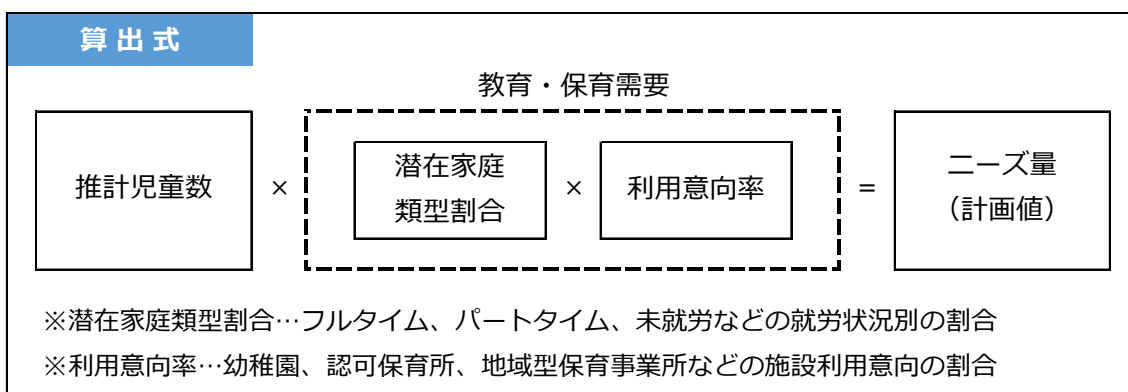
区分	区域	圏域の考え方
教育利用 (1号認定)	1区域 (区全域)	利用状況と利用希望がおおむね均衡し、広域利用も多いこと等から、区域を限定せず、「本区全域＝1区域」とします。
保育利用 (2号及び3号認定)	4区域	本区の地理的条件や社会的条件（河川、鉄道、道路）を踏まえ、保育サービスを身近な地域で利用できること及び基盤整備上の柔軟性を総合的に勘案し、 <u>東部、西部、南部、北部</u> の「4区域」とします。
地域子ども・子育て支援事業	1区域 (区全域)	基盤整備や事業実施上の効果等を総合的に勘案し、「本区全域＝1区域」とします。

【教育・保育提供区域（1号認定及び地域子ども・子育て支援事業は葛飾区全域）】



3 量の見込みの算出方法

子ども・子育て支援に関する調査の結果をもとに、潜在家庭類型割合と教育・保育施設の利用意向率を把握し、推計児童数に乗算してニーズ量を算出する。



4 量の見込みを算出する項目

下記の事業については、子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行う。

対象事業		備考
1	教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭等＞	
2	1号認定（認定こども園及び幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭等＞	
3	2号認定（認定こども園及び保育所）	
4	3号認定 （認定こども園及び保育所＋地域型保育）	
5	利用者支援事業	
6	時間外保育事業	
7	放課後児童健全育成事業 （学童保育クラブ事業）	
8	子育て短期支援事業 （ショートステイ、トワイライトステイ）	
9	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）	
10	一時預かり事業（幼稚園型・幼稚園型以外）	
11	病児・病後児保育事業	
12	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	
13	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問事業）	
14	養育支援訪問事業	
15	妊婦健康診査事業	
16	実費徴収に係る補足給付を行う事業	
17	多様な主体の参入促進事業	
18	子育て世帯訪問支援事業	地域子ども・子育て支援事業 （新規三事業）
19	児童育成支援拠点事業	
20	親子関係形成支援事業	
21	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業（予定）	国から令和6年夏以降に手引きの改定の可能性がある旨の通知あり。
22	こども誰でも通園制度（予定）	
23	産後ケア事業の提供体制の整備（予定）	